



福岡医発第 541 号（地）
平成 28 年 5 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 28 年熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて（その 2）

平成 28 年熊本地震に伴う介護報酬等の取扱いにつきましては、平成 28 年 5 月 10 日付け福岡医発第 471 号（地）「平成 28 年（2016 年）熊本地震に伴う介護報酬及びケアマネジメント等の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところです。今般、厚生労働省より各都道府県等介護保険主管部局宛に、介護報酬等の取扱いについて（その 2）が事務連絡として発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡においては、事務所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等の取扱いの例が示されており、併せて、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではない旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 38)

平成 28 年 4 月 28 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて (その 2)

平成 28 年熊本地震に伴う介護報酬等の取扱いにつきましては、本年 4 月 22 日付 (介 31) 「平成 28 年熊本地震に伴う介護報酬およびケアマネジメント等の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところでございますが、今般、厚生労働省より各都道府県等介護保険主管部局宛に、介護報酬等の取扱いについて (その 2) が事務連絡として発出され、本会宛てにも周知協力依頼がありました。

今般の事務連絡においては、事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等の取扱いの例が示されており、併せて、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではない旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年 (2016 年) 熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて (その 2)
(平 28. 4. 28 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡

平成28年4月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて（その2）

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害に伴い、被災地域が
広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、今般、介護報酬等
の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部
（局）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきま
すよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年4月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症対策推進室

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて（その2）

今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

（1）認知症専門ケア加算の算定要件について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、認知症専門ケア加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。

2. サービス種別

（1）介護予防通所リハビリテーション

今般の被災等により、介護予防通所リハビリテーションが休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。

一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。

日割り計算の方法は、月の総日数から、震災の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。

なお、介護予防通所リハビリテーションが燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。

（２） 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション

・ 社会参加支援加算の算定要件について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、社会参加支援加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。

（３） 通所介護・通所リハビリテーション

・ 中重度者ケア体制加算の算定要件について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。なお、通所介護の認知症加算についても同様である。

（４） 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

・ 事業所評価加算の算定要件について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、事業所評価加算の基準の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。

（５） 介護老人福祉施設

・ 日常生活継続支援加算について

今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、事業所評価加算の基準の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。

(6) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設

① 被災地における施設基準の考え方について

被災地の介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させたことにより、

- ・ 介護老人保健施設の基本施設サービス費及び加算
- ・ 介護療養型医療施設の基本施設サービス費について、被災前にこれらの施設基準（※）を満たしていた介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が、施設基準を満たさなくなった場合に、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

② 被災地以外における施設基準の考え方について

被災地以外の介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させた場合にあっては、

- ・ 介護老人保健施設の基本施設サービス費及び加算
- ・ 介護療養型医療施設の基本施設サービス費

の施設基準（※）については、当面の間、被災地から受け入れた入所者又は入院患者を除いて算出することができる。

(※) (以下、ユニット型も同様)

○ 介護保健施設サービス費（Ⅰ）については、

- ・ 在宅復帰率
- ・ ベッド回転率（30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数）
- ・ 要介護状態区分が要介護4及び要介護5の者の割合
- ・ 喀痰吸引が実施された者の割合
- ・ 経管栄養が実施された者の割合

○ 介護保健施設サービス費（Ⅱ）（Ⅲ）については、

- ・ 医療機関を退所した者の占める割合から自宅等から入所した者の占める割合を減じて得た数
- ・ 喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の割合
- ・ 著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合

○ 介護療養施設サービス費については、

- ・ 重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の割合
- ・ 喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の割合
- ・ 療養機能強化型の算定要件におけるターミナルケアに係る基準に適

合する者の割合